別表六の二（七）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の11第３項から第５項まで（中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「税額控除限度額 ⑾×$\frac{7\text{又は}10}{100}$ ⑿」の欄は、その適用を受ける連結法人が租税特別措置法第68条の11第３項に規定する特定中小連結親法人又は特定中小連結子法人である場合には「７又は」を消し、その他の場合には「又は10」を消すこと。

別表六の二(九)を削る。

別表六の二(九)付表の表中

	別表六の二(九)「27」	
別表六の二(九)「４」	別表六の二(九)「８」	別表六の二(九)「12」
別表六の二(九)「12」	別表六の二(九)「17」	別表六の二(九)「27」

を

	別表六の二(七)「25」	
別表六の二(七)「４」	別表六の二(七)「８」	別表六の二(七)「12」
別表六の二(七)「12」	別表六の二(七)「17」	別表六の二(七)「25」

に改め、同表の記載要領第１号中「第68条の11第７項から第９項まで」を「第68条の11第３項から第５項まで」に改め、同第四号を削り、同第五号中「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表の「調整前連結税額超過構成額　②」」を「別表六の二(二十)「７」又は別表六の二(二十)付表「２」」に改め、同号を同第四号とし、同表を別表六の二(十)付表とする。

別表六の二(十)の表中

取得価額の合計額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)

を

取得価額の合計額 (別表六の二(八)付表「10」の合計)

に、

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十二)「20の②」)

を

調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「７の⑩」)

に、

平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十二)付表「16の②」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十二)付表「17の②」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十二)付表「18の②」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十二)付表「19の②」)

を

平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の⑦」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の⑧」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の⑨」)
平　・　・ 平　・　・ (別表六の二(二十)付表「２の⑩」)

に改め、同表の記載要領第１号中「改正前の租税特別措置法第68条の13第１項若しくは第２項」を「改正前の租税特別措置法第68条の13第２項」に改め、同第11号中「別表六の二(二十二)又は別表六の二(二十二)付表の「調整前連結税額超過構成額　②」」を「別表六の二(二十)「７」又は別表六の二(二十)付表「２」」に改め、同表を別表六の二(十一)とする。

別表六の二(十一)付表の表中

措法第42条の９第１項の表の各号の該当号 (旧措法第42条の９第１項の表の各号の該当号)

を

措法第42条の９第１項の表の各号の該当号

に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の13第１項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。